

2 都市計画の概要

(1) 都市計画とは

都市は多くの人々が住み、活動する場所です。しかし、多くの機能や人口が集中すると様々な問題が生じます。

例えば・・・

- 住宅地の中に危険物を扱う工場が立地することは安全な環境とはいえません。
- 狭い敷地に高層ビルを建てると、その周辺には十分に太陽の光が当たらず、快適な環境ではなくなってしまいます。
- 場当たりに造られた道路では自動車がうまく流れずに、渋滞が発生し、その周辺は住みにくい環境になってしまいます。

このような問題を未然に防止し、解決していくことにより、安全で快適な都市を形成することができます。

そこで、安全で快適な都市を実現させるためには、あらかじめ競合する土地利用について調整し、必要な基盤整備や、市街地の開発について計画を立てておかなければなりません。

良好な都市環境を形成するためには、都市全体の土地利用とそれを支える社会基盤の整備について計画を立て、計画に沿ってまちづくりを進めるための共通ルールを定め、お互いにそのルールを守ることが必要です。

この計画のことを「都市計画」といいます。

(参考)

■都市計画の目的と基本理念

(都市計画法)

第1章 総則

(目的)

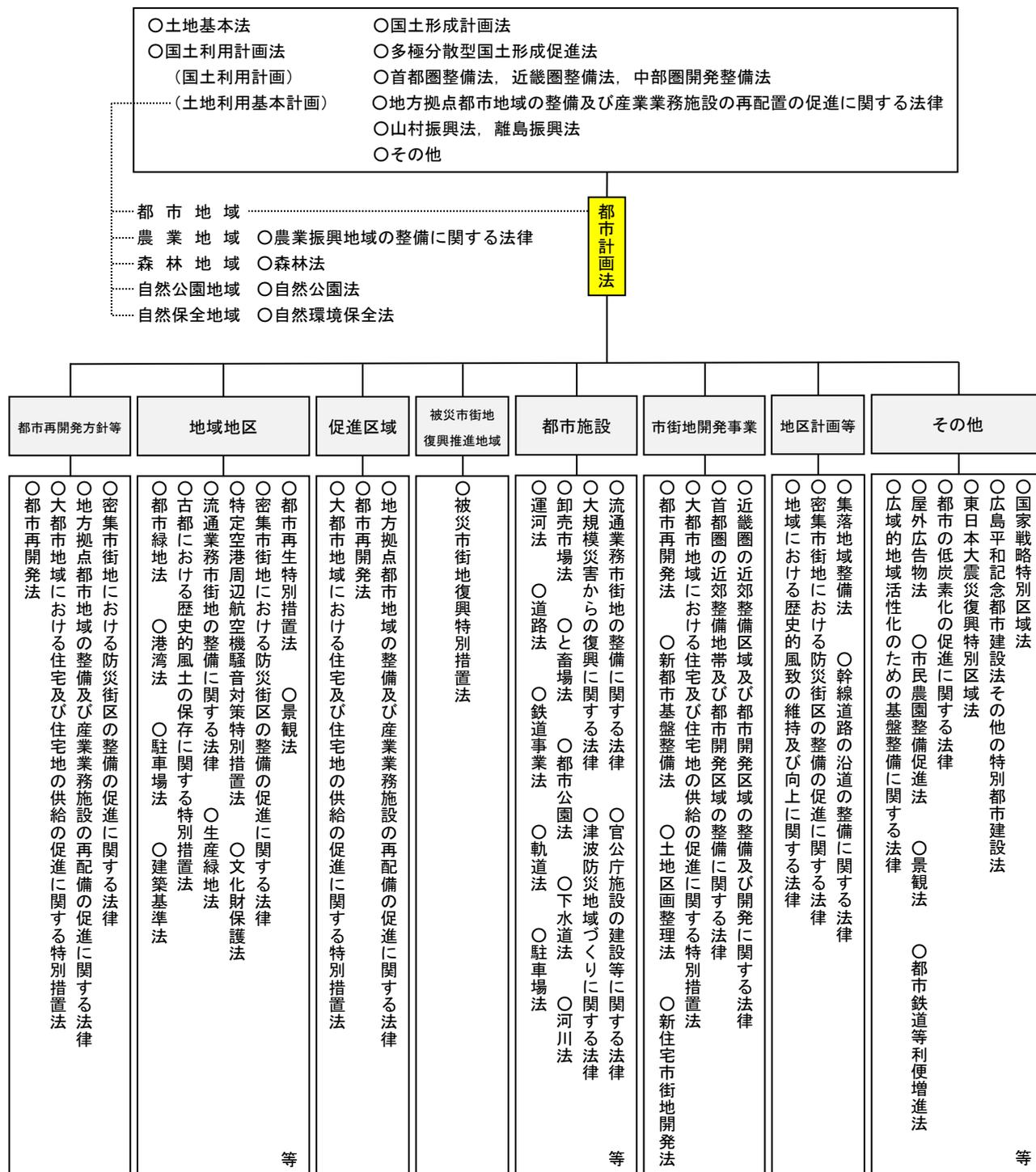
第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(都市計画の基本理念)

第二条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

(2) 都市計画関係法令体系

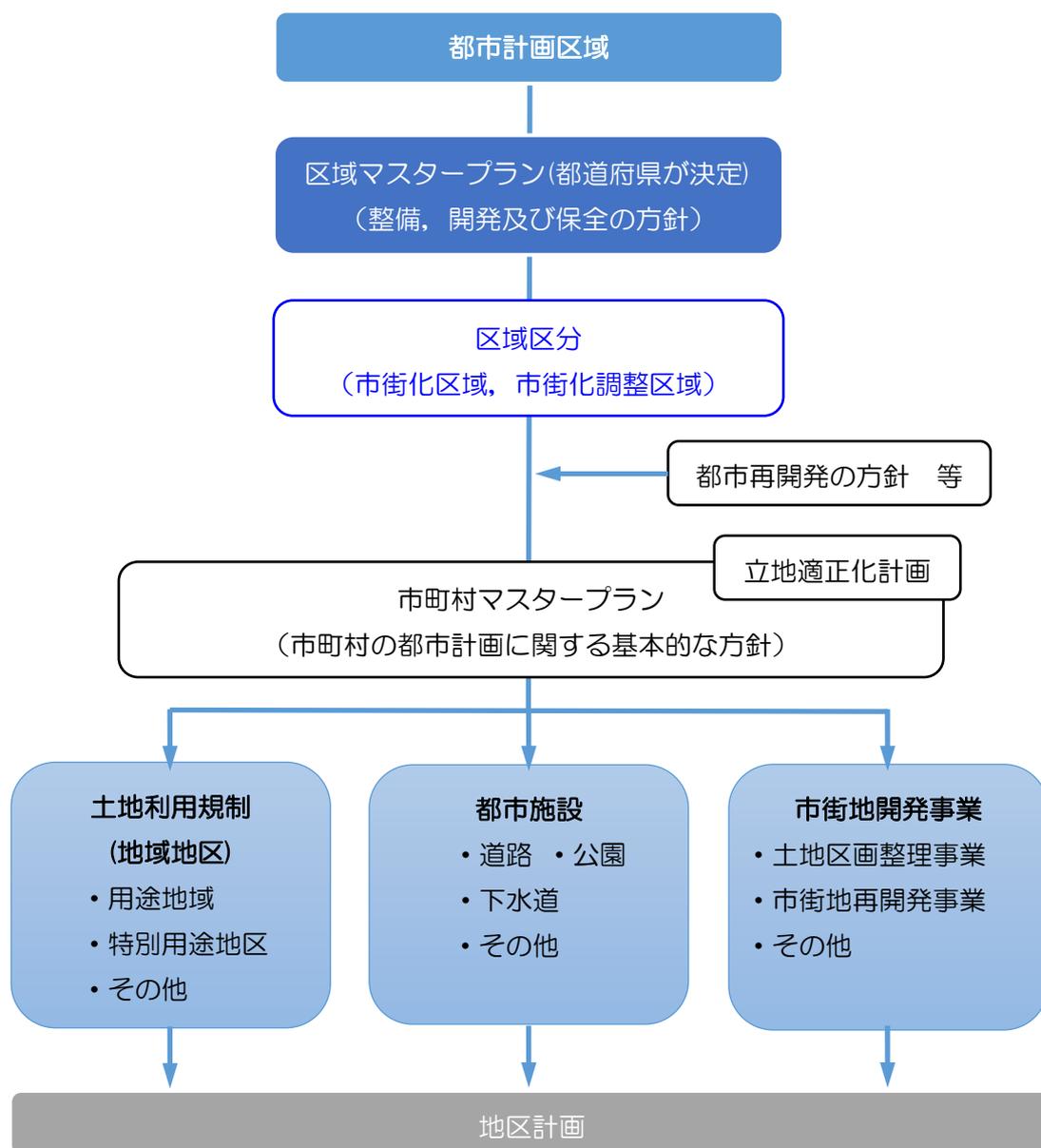
法令の体系における都市計画の位置づけは、次のようになります。



(3) 都市計画制度の構成

都市計画制度は次のように構成されています。

- 一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定します。
- 都市計画区域を対象として、あらかじめ長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするために、マスタープランを策定します。
- マスタープランに沿って、土地利用の規制、都市施設の整備及び市街地開発事業等、個別の都市計画を決定します。
- 個別の都市計画を実現するため、開発許可制度の運用、都市施設の整備、市街地開発事業等を行います。



(4) 都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、住民に最も近い立場にある市町村が、長期的、総合的な視点から、地域特性を踏まえ、住民の意見を反映しながら都市の将来像とその実現に向けての道筋を明らかにするとともに、市町村の定める具体の都市計画についての指針となるものです。

都市計画マスタープランの役割

- 土地利用、都市施設、市街地開発事業など、都市計画を定める際の体系的な指針となるものです。
- 土地利用、都市防災、交通体系、市街地開発事業など都市計画に関する情報をわかりやすく提供するものです。
- まちづくりについて市民とともに考え、将来の姿を共有する市民協働のまちづくりを推進するものです。

(5) 立地適正化計画

日本の地方都市は、高度経済成長による経済活動の活発化に伴い、近年までは人口増加が続いてきました。これまでの都市計画は、その人口の増加を前提とし、土地利用規制やインフラの整備で都市をコントロールしてきました。

しかし、今後は人口減少・少子高齢化が進んでいくことが見込まれ、公共交通サービス水準の低下や医療、福祉、商業、子育てなどの生活サービス水準の低下が懸念されます。

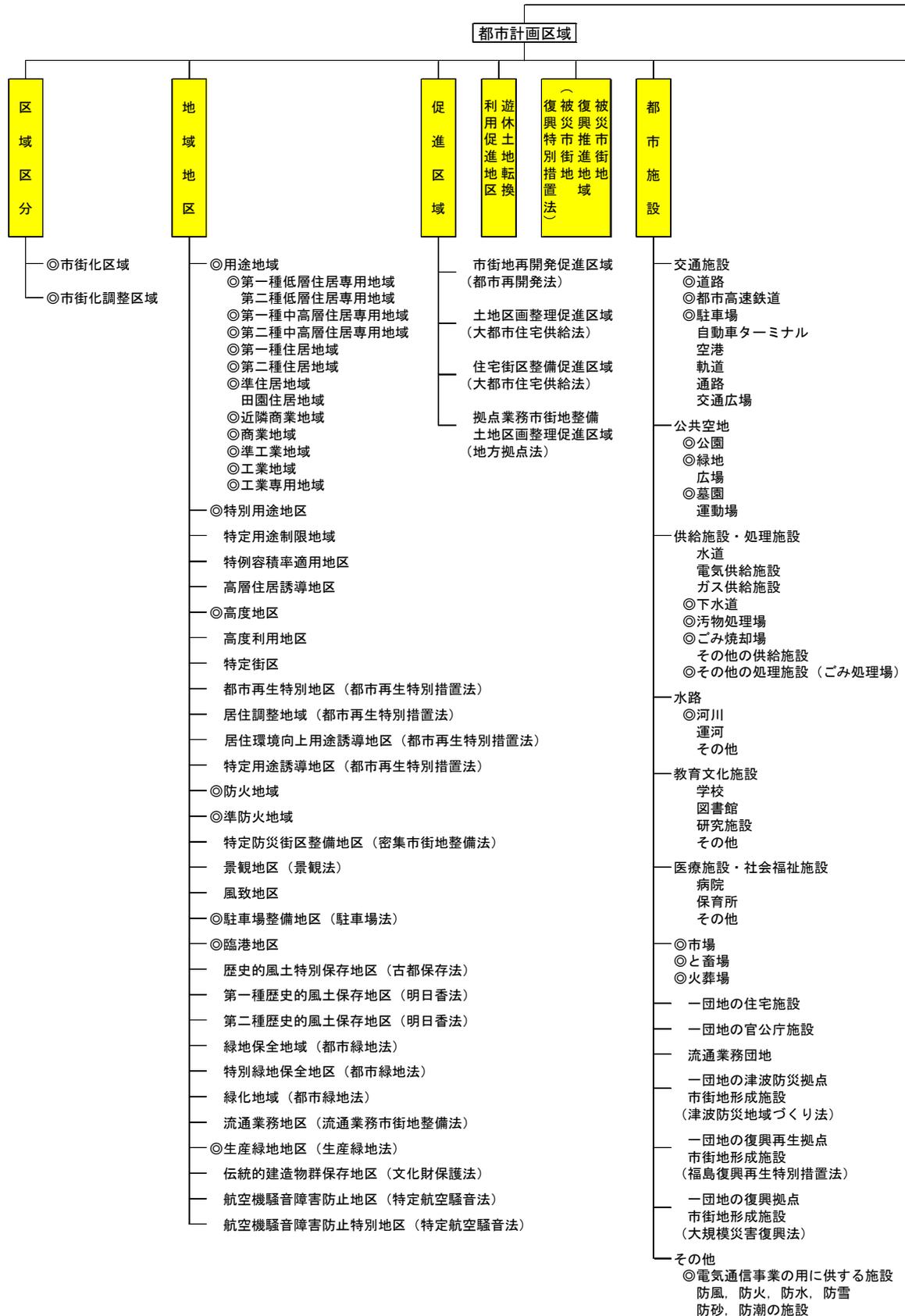
こうした社会情勢の中、持続可能で安全・安心して暮らせる都市づくりを進めるためには、これまでの土地利用規制等で都市をコントロールするだけではなく、都市を「マネジメント」という新たな視点をもって取り組んでいく必要があります。

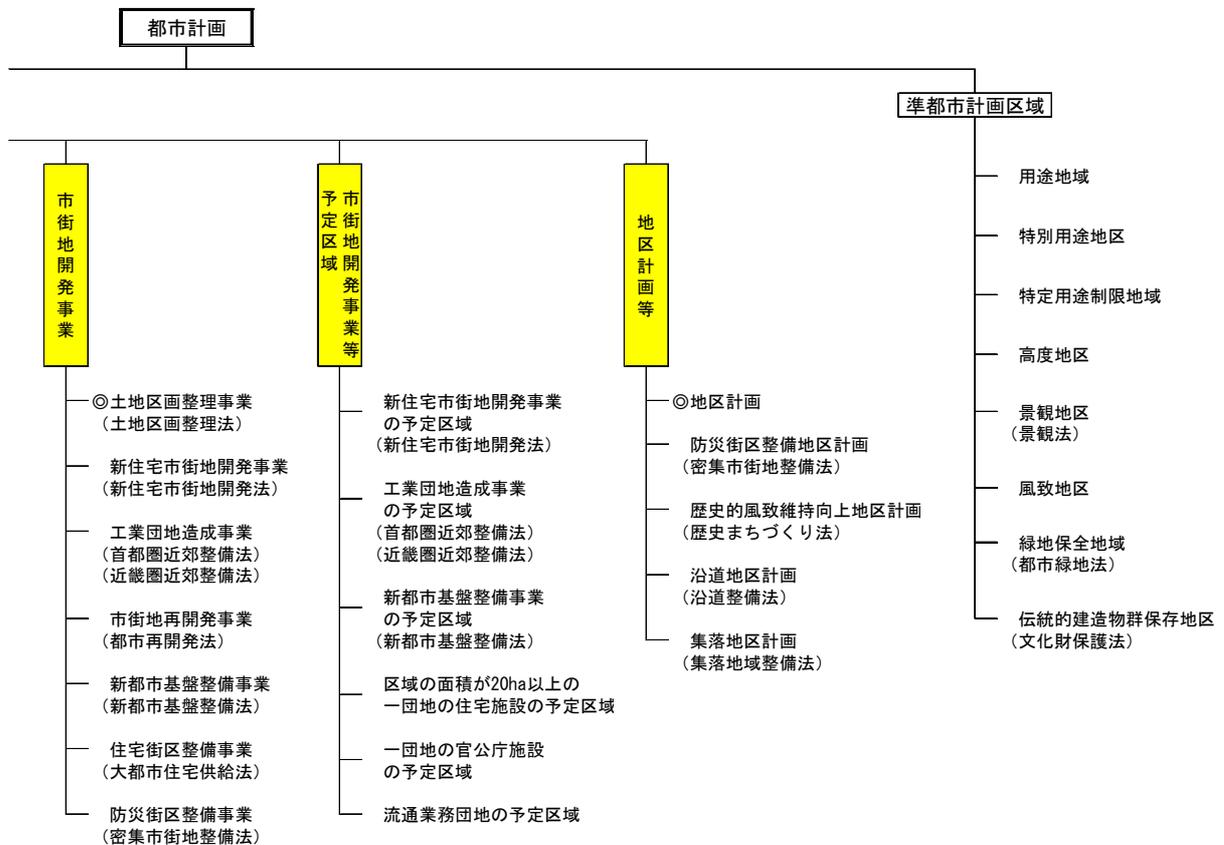
このような背景を踏まえ、都市再生特別措置法が 2014（平成 26）年に改正され、行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組んでいくため、立地適正化計画制度が創設されました。

立地適正化計画は、医療、福祉、商業、子育て施設や住居などがまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設などに容易にアクセスできるなど、交通体系も含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクト・プラス・ネットワーク』のまちづくりを目指すための計画で、都市計画マスタープランの高度化版として位置づけられています。

(6) 都市計画の内容

都市計画として定める内容は次のとおりです。



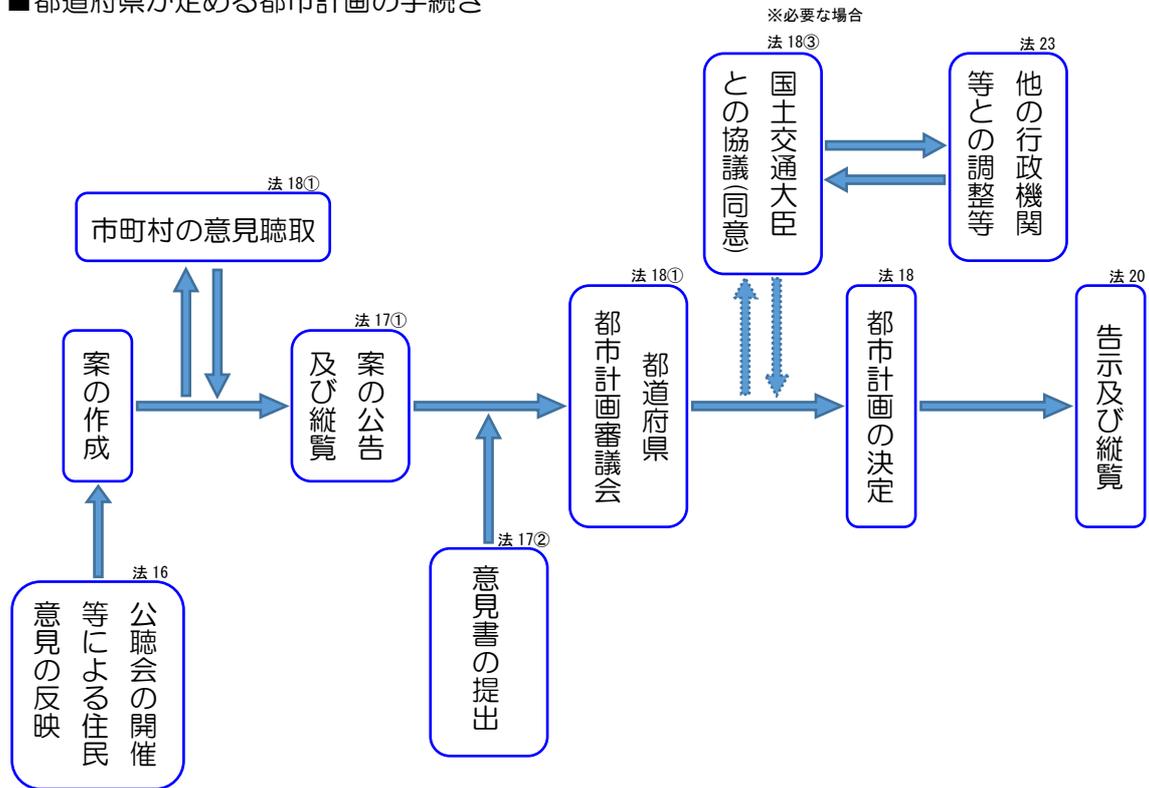


◎は高知市で都市計画決定されているもの

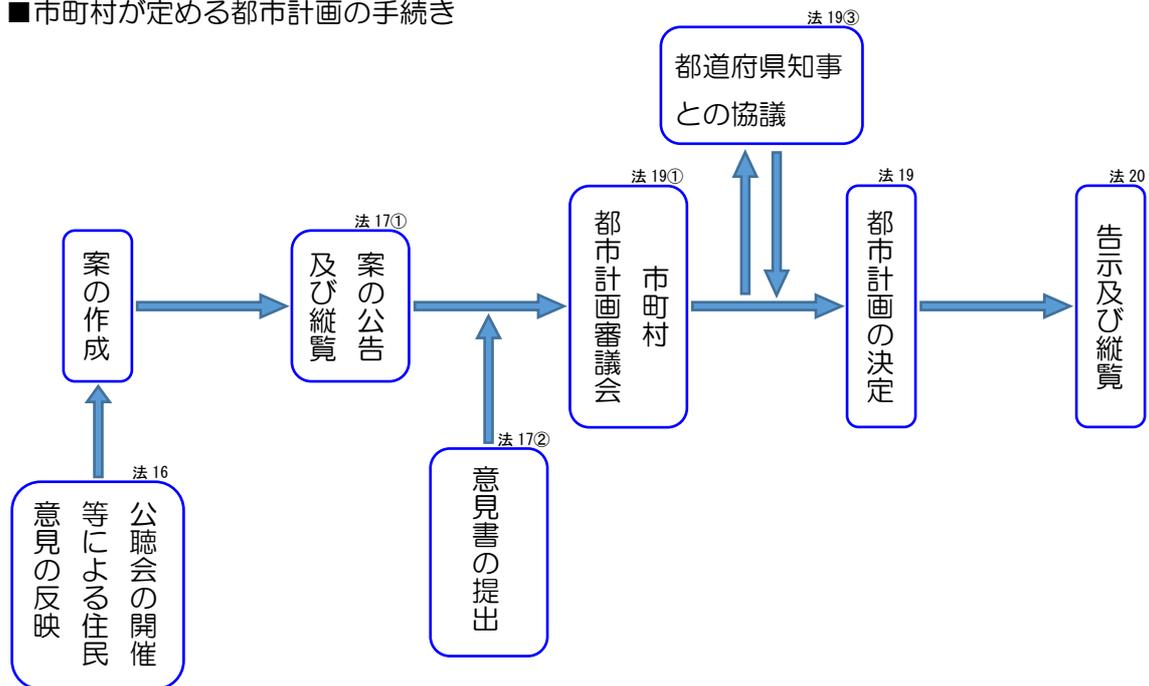
(7) 都市計画の決定手続き

都市計画の決定にあたっては、住民の意見を反映するため、案の作成段階から次のような手続きが都市計画法で定められています。

■都道府県が定める都市計画の手続き



■市町村が定める都市計画の手続き



(8) 都市計画審議会

高知市では、都市計画法によりその権限に属させられた事項を調査審議、又は市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議等するため、都市計画法第 77 条の 2 の規定に基づき、条例によって「高知市都市計画審議会」を設置しています。

高知市都市計画審議会条例

(平成 12 年 4 月 1 日 条例第 11 号)
改正 平成 22 年 1 月 1 日 条例第 2 号

(設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、高知市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、法第 77 条の 2 第 1 項及び第 2 項に定める事項のほか、市長の諮問に応じ国土利用その他土地利用に関する事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が任命する委員をもって組織する。

(1) 学識経験のある者 8 人以内

(2) 市議会の議員 6 人以内

(3) 関係行政機関又は高知県の職員 4 人以内

(4) 市の住民 2 人以内

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第 1 項第 3 号に掲げる者のうちから任命された委員が当該任命されたときにおける職を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

(臨時委員及び専門委員)

第 4 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員及び専門委員の任期は、それぞれ任命の日から、臨時委員にあつては当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員にあつては当該専門の事項に関する調査が終了したときまでとする。

5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者のうちから任命された委員について、委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が議長となる。

2 会議は、必要に応じ、会長が招集する。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、及び議決することができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(常務委員会)

第 7 条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長及び会長の指名した委員 6 人以内をもって組織する。

3 前条の規定は、常務委員会に準用する。

(幹事)

第 8 条 審議会に審議会の会務を処理するため幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、都市建設部において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。